

新「道の駅むらやま」（仮称）管理運営事業 募集要項等に関する質問への回答

- ・新「道の駅むらやま」（仮称）管理運営事業の募集要項等に関して、令和7年1月21日（契約書等については1月24日）までに寄せられた質問への回答を公表します（契約書等に関する質問を含む）。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和7年1月30日
村 山 市

■募集要項 質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	14	3	4		令和7・8年度競争入札参加資格について	令和7・8年度競争入札参加資格について、万が一構成団体が資格名簿へ登録がされなかった場合、登録ができていない代表団体のみで参加することは可能でしょうか。 資格取得不可により構成団体が参加できなくなった場合の対応をご教示くださいませ。	募集要項P20の第4の3(1)にて、代表団体以外の構成団体が参加資格を喪失した場合、構成団体が担当する予定であった業務について、代表団体を含む別の構成団体が担う場合には、問題がないものとして取り扱うことを規定しております。 そのため、入札参加資格の申請予定あり又は申請済みとして本事業へ応募したものの、市による入札参加資格審査の結果、構成団体が資格名簿へ登録がされなかった場合、本市より当該状況を代表団体に通知いたします。その後、代表団体のみの参加を含む当該構成団体を除く形での参加への変更を希望される場合、当該構成団体が担う予定であった業務を代表団体等が担うか否かを確認させていただき、問題ないものと判断した場合には、引き続き、提案審査の対象となることを通知することを想定します。
2	16	3	6	2	個別対話について	個別対話は参加表明書とともに申請するとありますが、仮に対話議題をとりまとめできない場合でも、個別対話への申込を行った上で、当日でも簡単な質問であれば受け付けてもらえるでしょうか。	募集要項に示す通り、事前に提出のあった対話議題に基づき、対話を進めることを基本としておりますが、別議題についての対話を行うことも可能です。 そのため、対話当日に質問を受け付けることは可能です。ただし、質問内容によっては、当日その場で回答できず、対話議事録での回答となる可能性がある点にご留意願います（対話当日に確実に回答を得たいものについては、申請書内に記載を行うようにしてください）。
3	21	4	4	2	新会社の設立について	「代表団体等の分社化等による新会社の設立を想定する場合、新会社が分社化前の代表団体等から本事業の事業者としての全ての義務を継承することに加えて」とあります。こちらについて、一部業務（開業準備や法務業務・経理業務等）は引き続き親会社での業務とし、施設の維持管理・運営に関する業務を新会社で予定しております。こちらは仕様上問題ないでしょうか。	ご質問の内容については問題ないものと考えておりますが、承諾につきましては募集要項に記載しているように、本事業の安定性の確保や提案内容の実現性の担保、新会社の適格性などを総合的に判断いたします。 そのため、提案時点で想定している親会社と新会社の関係性や業務分担等について、事業提案にて示していただきますようお願いいたします。

■別冊6：様式集 質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
4	14	様式3-4				2社での参加を予定しておりますが、様式3-4, 3-5以外に2社間の共同事業体協定書等の契約書面の別途提出は不要でよろしかったでしょうか。	提案段階での共同事業体協定書等の提出は不要です。 募集要項P.29にて記載のとおり、本施設の管理運営を複数の法人で実施する場合には、指定管理者となる者として共同事業体を組成していただきますが、業務委託契約にあたっては、必ずしも共同事業体の組成を必要とするものではありません（共同事業体との契約の他、連名契約の取扱いも想定されます）。 そのため、基本契約の締結時の協議にて、本事業に関する契約当事者を確認させていただいた上で、共同事業体協定書等の提出を含めた詳細について協議させていただきます。

■別冊10：設計支援業務委託契約書（案） 質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
5					契約について	設計支援業務は、構成団体での実施を検討しているが、その場合はこの契約書の締結は村山市と構成団体となり、契約保証金の納付や業務委託料の支払いは直接二者間でのやり取りとなりますでしょうか。	契約保証金の納付や業務委託料の支払いについては、契約当事者間同士で実施することを想定しています。 なお、募集要項に示したとおり、設計支援業務委託契約の当事者となる者は、指定管理者の当事者となる者と同じの構成である必要はありませんが、代表団体は必ず含むものとしておりますので、代表団体以外の構成団体のみが契約の当事者になることは想定していない点にはご留意願います。

■別冊11：開業準備業務委託契約書（案） 質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
6					契約について	開業準備業務は主に代表団体で実施しますが、市内新会社を設立後は、新会社と役割を分担して実施予定となります。その場合は、代表団体で契約し、第3条の通り一部委託を書面による承諾を受けることで問題ないでしょうか。	開業準備業務における代表団体と新会社との役割分担にもありますが、当該取扱いが可能です。 なお、本市としては、開業準備業務受託者となる代表団体から新会社への一部委託の途中追加、開業準備業務受託者の途中変更（新会社を契約当事者として追加）のいずれも想定可能と考えております。また、開業準備業務を主に代表団体で実施する場合は問題は生じないものと想定しておりますが、開業準備業務仕様書P.7の第7の（3）にて示すとおり、包括的な第三者への委託は禁止している点にはご留意願います。 なお、新会社の設立にあたっては、No.3にて示したとおり、提案時点で想定している親会社と新会社の関係性や業務分担等について、事業提案にて示していただきますようお願いいたします。